

所得税関係

副業収入の取扱い

1 はじめに

近年、働き方改革の一環で副業を認める企業が増加しつつある。副業について明確な定義付けはされていないが、本稿では給与所得者が本業として勤務する企業からの給与以外の収入を得た場合（本業として勤務する企業では年末調整により所得税等の精算がされていることを前提）の取り扱いについて検討する。

2 確定申告が不要となる場合

給与以外の各種所得の合計額が20万円以下である場合には確定申告は不要である（所法121①一）。この場合における所得の判定は、必要経費などを差し引いた金額が対象となる。例えば懸賞金など、一時所得に該当する収入は、その収入を得るために必要な必要経費及び50万円の特別控除を差し引いたところの2分の1で判断する。

この制度はあくまで確定申告を要しないとするものであり、20万円以下の所得が計算から除かれるものではない。よって、医療費控除や寄付金控除などを受けるために確定申告を行う場合にはこれらの所得も含めて計算することになるので留意する。

3 事業所得と雑所得の判断

確定申告を行う場合、副業の

所得区分はその内容により判断される。株式投資などであれば譲渡所得や配当所得、不動産投資であれば不動産所得となることが多い。

実務では、事業所得と雑所得のいずれに該当するかの判断が迷いやすい。この点については従来より、その活動が社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する（所基通35-2）こととされてきた。この考え方に変わりはないものの、令和4年10月に通達改正があり、取引を帳簿書類に記録し、帳簿書類を保存している場合には、事業所得に区分されることが多い（所基通35-2解説4）と示された。この通達により、事業所得と雑所得の判断は迷いにくくなったが、たとえ記帳等がされていたとしても例年赤字で、かつ、赤字を解消するための取組を実施していない場合などは「営利性が認められない場合」に該当し、雑所得に区分されることとなるので注意が必要である。

4 インボイスとの関係

消費税の仕入税額控除の要件として、税込みの支払額が3万円未満の場合には、請求書等の保存を要しないとされている（消法30⑦、消令49①）。そのため少額の仕事のみを請け負う

副業者が請求書等を発行しなかったとしても消費税の実務上問題とならなかった。

しかし、令和5年10月以降はインボイスの保存が求められることとなるため、副業者にもインボイスが請求されるケースが多くなると予想される。これに応えるためには副業者が消費税の課税事業者を選択し、適格請求書発行事業者の登録をしなければならない。令和5年度税制改正により一定の中小事業者には1万円未満の課税仕入れについて帳簿のみの保存でよいとされるが、大企業からの仕事を請け負う副業者がインボイスを請求されるという点ではこの改正による影響はない。

5 住民税との関係

副業の所得が20万円以下で確定申告を行わないときも、住民税の申告は必要となる点には留意すべきである。

6 おわりに

一口に副業と言っても、その中には暗号資産やNFTの取引など、新たな取引も台頭している。新しい取引にも対応できるよう、所得税を始めとする税務の基本をきちんと抑えて備えておくことが肝要となる。

〔 右山研究グループ
税理士 板橋 敏夫 〕